

## 必要単位数と期間

各教員免許状における必要単位と現場実習期間は次表のとおりです。

校種	必要単位数	内訳	現場実習期間
幼稚園 小学校	5単位	現場実習4単位 事前・事後指導1単位	4週間
中学校	5単位	現場実習4単位 事前・事後指導1単位	3週間
高等学校	3単位	現場実習2単位 事前・事後指導1単位	2週間

\* 中学校では地域や実習校により3週間(15日間以上)の実習が認められない場合、4週間の実習を行うこととなります。

\* 現場実習は連続した期間で行うこととし、分割しての受講は認められません。

### ■ 教育実習単位の流用（免許法施行規則第6条の表備考の規定による）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員免許状をすでに取得している場合は、その教員免許状を取得する際に修得した教育実習の単位の一部を、他の学校種の教員免許状（高等学校の教員免許状を除く）の教育実習の単位に2単位まで流用できます。ただし、実習校・園や地域により短縮期間の実習が認められない場合があります。その際は、規定期間の実習を行うこととなります。詳細および流用する際の手続きは、「**教育実習のしおり**」を確認してください。

※指定教員養成機関（保育専門学校など）で教員免許状を取得している場合は、その単位を流用することはできません。

### ■ 教職経験をもって教育実習の単位を教職に関する科目に振り替える場合（免許法施行規則第6条の表備考の規定による）

教職経験年数をもって、教育実習の単位の全部または一部を振り替える場合は、教職経験年数1年につき1単位の割合で教職に関する科目の単位をもって振り替えることができます（免除ではありません）。この免許法を適用する場合、教育実習の単位は3単位まで流用できます。詳細および振り替えをする際の手続きは、「**教育実習のしおり**」を確認してください。

### ■ 教育実習受講資格

教育実習は実習校・園に大変な負担をかけるとともに、教育活動に多大な影響を及ぼします。受講生自身がより充実した成果をあげるためにも専門的な知識を身に付けてから、実習を受講することが望まれます。そのことから本学では、次の要件を設定し、すべて充足しなければ教育実習受講を認めておりません。※詳細については「**教育実習のしおり**」を確認してください。



教育実習受講資格について



- 教育実習基礎単位の充足
- スクーリング要件の充足
- 教育実習事前指導の受講